



駅前から続く田園風景 舞岡ふるさと村（戸塚区）

- 地の声 ●建議の検討 ●農地利用状況調査の実施 ●農業委員会事務局紹介
- 事務処理状況 ●農業委員から担当地区紹介 ●農地法第3条別段の面積
- 横浜市からのお知らせ ●農を考える

地の声

平成21年度から、5か年の事業計画で始めた「横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）」も5年目を迎え、その成果を問われることになる。

農地を守る施策「水田保全契約奨励事業」は、当初計画では50haの水田保全を目標としていたが、既に110ha以上の実績が上がっている。年々減少の一途をたどる水田を、貯水機能や景観形成などの多面的機能性で捉え、貴重な自然環境として保全していくことを本旨としたこの事業だが、収益面や後継者問題など農家が直面する課題は多く、一筋縄ではいかないはずだ。

農家が安心して、誇りを持って農業を続けていける環境や、大都市横浜ならではの「田んぼのある風景」を、市全体の貴重な財産として後世に残していくため、横浜市民と横浜市行政が協力し、一丸となって農家を支え応援していきたい。



建議の検討

「平成26年度県農林業施策並びに予算に関する建議」は、両農業委員会で内容を検討し、33件の要望にまとめ、5月17日に開催された農業委員会連合会理事会での審議を経て、神奈川県農業会議に提出しました。

また、上記の要望の一部についてはさらに横浜市に対する要望として扱うとともに、「平成26年度税制改正要望」については、3月末までに両農業委員会から神奈川県農業会議に直接提出済みです。

○主な要望

- ・TPP交渉参加の詳細及び影響について、国民に説明・周知するとともに、日本農業存続のための農地保全策や農業経営の救済策を講じること
- ・遊休農地活用や農業法人への委託を視野に入れた穀物生産の強化
- ・畑での燃焼行為については、消防署や警察署への申請・届出等により可能とすること
- ・生産緑地の営農環境保全のための開発基準の策定や開発業者との調整強化



平成25年度農地利用状況調査を実施します

農地法第30条に基づき、農業委員会では遊休農地（耕作放棄地）の解消に向けて、毎年1回農地の利用状況調査を実施しています。今年度も表のとおり調査を実施します。農家の皆様の農地に立ち入り調査する場合がございますので、ご協力をお願いします。また、この機会に、草刈り、耕運などの農地の管理徹底をお願いします。

	平成25年度の予定	平成24年度の実績
調査実施期間	8月～10月	8月～10月
調査対象地域	農振農用 地区域内農地ほか	農振農用 地区域内農地 (約1000ha)
遊休農地と 思われる指導が 必要な農地		34筆、2.16ha

** 農業委員会事務局からのお知らせ ** - よろしくお願ひいたします -

中央農業委員会		南西部農業委員会	
事務局事務長	新任 水谷 誠	事務局事務長	浦野 寛充
事務局農地係長	関根 伸昭	事務局農地係長	新任 岡野 鳴穂

事務処理状況 中央農業委員会

	耕作目的の 売買・賃借 3条許可	市街化調整 区域の転用 4・5条許可	市街化区域 の転用 4・5条届出	相続税納税 猶予・適格者 証明 (入口)	相続税納税 猶予・利用状況 確認 (20年明け)
第20回農地部会 3月26日	0件 0㎡	8件 5,417㎡	66件 30,708㎡	0件 0㎡	6件 53,666㎡
第21回農地部会 4月26日	0件 0㎡	3件 780㎡	54件 27,850㎡	2件 3,140㎡	3件 8,231㎡
第22回農地部会 5月24日	3件 5,291㎡	9件 5,968㎡	61件 23,799㎡	6件 52,966㎡	5件 18,414㎡

事務処理状況 南西部農業委員会

	耕作目的の 売買・賃借 3条許可	市街化調整 区域の転用 4・5条許可	市街化区域 の転用 4・5条届出	相続税納税 猶予・適格者 証明 (入口)	相続税納税 猶予・利用状況 確認 (20年明け)
第21回総会 3月25日	2件 1,696㎡	6件 2,132㎡	56件 25,902㎡	1件 11,195㎡	0件 0㎡
第22回総会 4月25日	2件 1,828㎡	2件 436㎡	66件 27,560㎡	1件 8,260㎡	2件 23,146㎡
第23回総会 5月27日	0件 0㎡	7件 4,734㎡	39件 18,105㎡	0件 0㎡	1件 2,977㎡

* 受付件数並びに面積 * 小数点以下切捨て



19 都岡地区 (中央農業委員会)

都岡地区は旭区を二分した北西部に位置し、大部分は市街化調整区域です。管内農家は、露地野菜を中心として、JAに出荷、自動販売機や個人の直売、または『メルカートつおか』に出荷しています。また一部農家は、よこはま動物園ズーラシアにも出荷しています。都岡野菜は地域住民に支持され、毎日買い物に来られるお客様や他地域から来られるお客様などファンが多く、野菜高騰時は八百屋さんも購入に来ます。さらに、地区南部には蛍の飛び交う追分市民の森があり、その森から湧き出た水源による水田が残り、菜の花やコスモス祭りなども行っています。

都岡地区は他地区と同様、農業従事者の高齢化、耕作放棄地の拡大と様々な問題に直面しています。農家だけに農地保全の責任を負わせるのは厳しい状況になっており、横浜市やJA横浜とタイアップして、地域住民と調和のとれた、持続可能な地域農業を目指していかなければなりません。農業委員として、少しでも地域の皆様のお役に立てるよう頑張っています。



あべ さとし
阿部 敏



おがわな しげのり
小川名 重典



くりはら なるみ
栗原 成美

20 豊田地区 (南西部農業委員会)

豊田地区は戸塚区と栄区にまたがり、鎌倉市境に接している区域です。田谷・長尾台農業専用地区があり、田谷には水田、長尾台には野菜畑が広がっています。旧鎌倉郡であることから、作られる野菜は「鎌倉野菜」と呼ばれ、多品目を生産しているのが特徴です。昨年のJA豊田支店の農業まつりではこれらの「鎌倉野菜」と果樹を使って宝船を展示し、多くの方からご好評をいただきました。今年度も展示する予定ですので、お立ち寄りいただければと思います。



昨年の宝船 (JA 豊田支店)

現在、豊田地区では横浜環状道路の整備計画が進み、田谷周辺の水田の減少が著しくなっています。公共事業のためですが、長年生活してきた環境が変わっていくことには、少なからず寂しさを覚えます。

今後、残される農地を守るため、農業委員の仕事を懸命に努めていきたいと思っています。



うすい みのる
白井 稔

農地法第3条別段の面積について

農業委員会では、農地の権利取得（法第3条）にかかる別段の面積（下限面積）について検討の上、定めています。なお、今年度については平成24年度と変更はありません。 (平成25年5月24日現在)

40 アール	神奈川区、泉区（和泉町、下和泉、上飯田町、下飯田町、中田町） 瀬谷区（相沢、上瀬谷町、瀬谷町、中屋敷、宮沢、目黒町）
30 アール	保土ヶ谷区、旭区、港北区、緑区、青葉区、都筑区、戸塚区（大正地区） 泉区（上記40アール以外） 瀬谷区（下瀬谷、本郷、南瀬谷、阿久和東、阿久和西、阿久和南、三ツ境）
20 アール	鶴見区、南区、港南区、磯子区、戸塚区（大正地区以外）、栄区 瀬谷区（上記40アール、30アール以外）
10 アール	西区、中区、金沢区

追加募集

平成25年度横浜市事業の受付について

みどりアップ計画農業振興関係事業の要望受付について



横浜市では、平成25年度の横浜みどりアップ計画のうち、以下の補助事業の要望を、次のように受け付けます。お問合せはお住まいの区を管轄する農政事務所へ。

	事業名	事業内容	要望締め切り
①	収穫体験農園の開設支援事業	イチゴの高設栽培施設、果樹棚・多目的ネット・看板等設置	随時受付。 ・事前に見積書等の提出が必要になりますので、ご希望の方はお早めに、下記担当までお問合せください。
②	環境配慮型施設整備事業	農薬飛散防止ネット等設置	
③	農業後継者育成(奨励事業)	農業後継者育成への研修に対する奨励金	・事業によっては要望多数のため、ご希望に沿えない場合があります。
④	牧草による環境対策(奨励事業)	牧草等を栽培する取組みへの奨励金	種まき予定1か月前まで。

● 問合せ

- 【①・②】 北部農政事務所（鶴見、神奈川、保土ヶ谷、旭、港北、緑、青葉、都筑区） ☎ 045-948-2480
 南部農政事務所（西、中、南、港南、磯子、金沢、戸塚、栄、泉、瀬谷区） ☎ 045-866-8493
- 【③・④】 農業振興課担い手支援担当 ☎ 045-711-0636

横浜市農地貸付促進事業奨励金のご案内

6年以上の農地の貸し借り（利用権設定）を行う農地所有者様を対象に、奨励金が交付されます。＊相続税納税猶予制度の適用農地は対象外となります。

- 支 援 内 容 :
 奨励金 年額、㎡あたり33円(千円未満切り捨て)
- 貸 借 開 始 :
 平成26年3月1日開始の農地貸借
- 相 談 期 限 : 平成25年12月27日(金)

● 問合せ

- 北部農政事務所 農地保全担当 ☎ 045-948-2478
- 南部農政事務所 農地保全担当 ☎ 045-866-8491



農を考える

「農の恵」が多いほど
健康なまち



先のたより第17号（4月1日発行）で、4年前の「農のある街づくり」コラムに対してうれしい返歌（エール）を頂いたので、今回はそのテーマに即しキャッチボールを楽しみたい。全国農業新聞4月5日号に、農業委員会系統組織やJA等の農業団体から政府与党都市農業研究会への要請行動の記事がある。ここでも「農のあるまちづくり」というキャッチコピーが普通に使われ、現下の農政重要課題、日本型「直接支払い」がテーマとなっている。まず、このコピーは「横

濱発」で、30年前の市農政若手職員の議論の中から生まれたことはすでに紹介したとおりだが、その最大の論点が「農業」か「農」ということだった。この結論の「哲学」が、実は「直接支払い」の発想にもつながっている。農業は、農産物の供給によって私たちに、いのちの糧「をもたらすと同時に、農業の営みそのものが緑の保全、水源の涵養、生き物の育成等、自然との調和をつくりだし、地域の人の暮らしに憩いと安らぎを提供してきた。食料を含めたこの多様な「生産」を、私たちは「農」と表現した。「農の恵」が多いほど健康なまちなのだ。今、事実上のTPP対策として農の多面的機能を評価し、農地を保全、農業基盤を確保するための「直接支払い」の法案づくりが進んでいる。ポイントは国民の理解であり、ここで農の恵の多面的機能とつながるのだ。横浜的には都市農地もその対象にと強く切望したい。